

申請者各位

令和2年7月1日
一般社団法人次世代自動車振興センター
充電インフラ部

令和2年度「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」
商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）
における入替設置の要件定義変更に関するご案内

日頃は、充電インフラ整備事業にご協力をいただきありがとうございます。

令和2年度「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業」の目的地充電における入替設置の要件定義の変更について以下の通りご連絡いたします。

【変更前】

- ・「入替設置」とは、設置後8年間が経過している充電設備が既にある場所で、その充電設備を撤去して新しい充電設備に入れ替えることをいう。

【変更後】

- ・「入替設置」とは、設置後8年以上が経過している充電設備が既にある場所で、その充電設備を撤去して新しい充電設備に入れ替えることをいう。

なお上記に加え、商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）に限り、令和元年9月1日～令和2年5月31日までの間に、安全性の確保等を理由に設置後8年以上が経過した充電設備を既に撤去しており、同地点に新たに充電設備を設置する場合、これを入替設置と見做す。

本日より、「申請の手引き」ならびに「オンライン申請システム」等にて、変更内容を適用しております。

申請を予定されている方は、センターホームページに掲載している最新の「申請の手引き」をご一読のうえ、要件や必要書類などをご確認ください。

※「申請の手引き」における変更箇所については、別紙の「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」申請の手引き 改訂対比表」にまとめておりますので合わせてご確認ください。

<本件に対する問合せ>

一般社団法人次世代自動車振興センター 充電インフラ部 令和2年度事業
コールセンター 03-3548-9100 (9:00~12:00/13:00~17:00)

以上